

秋田市生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 21 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第49号

秋田市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

秋田市生活保護法施行細則（平成 9 年秋田市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「生活保護法による保護（変更）申請書」を「生活保護法による保護申請書」に改め、同条第 2 項第 2 号を次のように改める。

（2）家賃・間代・地代証明書

第 5 条中「保護決定（変更）通知書」を「保護開始決定通知書もしくは保護変更決定通知書」に、「保護廃止（停止）決定通知書」を「保護廃止決定通知書又は保護停止決定通知書」に改める。

第 7 条（見出しを含む。）中「資料提供等依頼書」を「調査依頼書」に改める。

第 9 条第 2 項中「保護決定（変更）通知書又はこれ」を「保護開始決定通知書もしくは保護変更決定通知書又はこれら」に改める。

第14条を削り、第15条を第14条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（書類の提出等）

第15条 次の表の左欄に掲げる法および省令の規定に基づく申請書等は、それぞれ同表の右欄に掲げる書類によるものとする。

番号	左 欄	右 欄
(1)	法第41条第 2 項	保護施設設置認可申請書
(2)	法第41条第 5 項	保護施設変更認可申請書
(3)	法第42条	保護施設休止（廃止）認可申請書

(4)	法第48条第4項	入所被保護者状況変更届
(5)	省令第18条の4第1項	就労自立給付金申請書
(6)	法第55条の4第1項	就労自立給付金決定調書
(7)		就労自立給付金決定通知書
(8)	省令第18条の9第1項	進学・就職準備給付金申請書
(9)	法第55条の5第1項	進学・就職準備給付金決定調書
(10)		進学・就職準備給付金支給決定通知書
(11)		進学・就職準備給付金不支給決定通知書
(12)	法第78条の2第1項および第2項	生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書

附 則

この規則は、令和8年9月28日から施行する。